

農地法第3・4・5条許可申請書類チェック票

富士河口湖町農業委員会

	書類の種類	作成時 チェック	農委 チェック	備考(説明)
共通	・申請書かがみ (申請者名、住所、地番、面積、目的、背景説明、 期間、概要表、権利、資金計画、その他)			捺印等
共通	・委任状			本人申請なら不要
共通	・譲渡人の印鑑証明(住民票)			(住民票)印鑑証明の住所が違う場合
共通	・譲受人の印鑑証明(住民票)			(住民票)印鑑証明の住所が違う場合
共通	(法) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)			申請者が法人の場合
	(法) 法人定款・規則・寄付行為等 ※謄本に代わる書類			法人登記簿謄本の代替書類
	(法) 宅建免許写し(宅建業許可が必要な場合)			分譲事業の場合
共通	(法) 議事録の写し (履歴事項全部証明書の目的にない場合)			法人登記簿謄本の事業内容に申請に係る事業がない場合
	・周辺地図			案内図
共通	・土地登記簿謄本 →所有者住所が現住所と違う場合(住民票抄本)			登記官の印があるもの 経過がわかるもの
共通	・公図の写し			登記官の印があるもの 表示年月日は3ヶ月以内
4・5	・隣接地目現況、所有者公図の写しに記載			所有者・地目・㎡数を記載
4・5	・隣接耕作者同意書(上記で確認)			隣地の地目が畑の場合必要
4・5	・事業計画書			必要項目の記載
4・5	・事業計画図(立面図、平面図、配置図) →駐車場等の場合は契約書(案)			
4・5	用排水計画(上水、下水用記入)			給排水図(本管まで記載)
4・5	土地選定理由書(1種、2種農地)			目的と3筆以上を検討した結果を記載 (非農地から選定する)
4・5	・資金証明書、融資証明書(印)、残高証明書			通帳の写しも可(事務局確認済証明) 残高証明が本人でない場合、資金貸出 確認書+その方の印鑑証明
4・5	・農振除外証明			町の証明印のあるもの
共通	・地上権を有する者の同意書			小作権者、利用権設定者
	・抵当権者同意書			
	・貸借(使用貸借)契約書写し			親族間は不要
4・5	(土地改良事業) 土地改良区意見書			大石・河口地区の対象地
3	・営農計画書のチェック			150日以上要件等
3	・誓約書			3条の譲受人のみ提出。氏名のみ署名もしくは記名押印
共通	(一時転用の場合) 実施計画、工程表、復元計画等			
4・5	(追認の場合) 始末書、経過説明書、現地写真			氏名のみ自書による署名もしくは、記名押印
共通	・現地写真(3枚) ※協力依頼			全体が見えるように3方向から
共	その他許可の内容に必要な書類等			町農委・県などからの指導等ある場合
4・5	他法令 (開発や他法令手続きが必要な場合) 町開発写、都計法開発許可申請書写、自然公園法 土汚対法等、宿泊業法、旅館等手続、盛土法(同時可)			県の機関が了承していて調整済みであること